

特記仕様書

第1章 総則

第1条 工事名等

この特記仕様書は、下記工事に適用する。

工事名 南薩地区新クリーンセンター建設工事 1工区
場所 南さつま市 金峰町高橋 地内

第2条 関係図書

この工事は契約書及び設計図書によるほか、特に定めのない事項については下記仕様書及び指針や基準書等により施工すること。

- 1) 土木工事共通仕様書（鹿児島県土木部監修：H28.1）
- 2) 土木工事施工管理基準（鹿児島県土木部制定：H28.1）
- 3) 土木請負工事必携（鹿児島県土木部制定：H30.4）
- 4) 道路事業の手引き（鹿児島県土木部制定：H30.4）
- 5) その他最新の関係要綱、指針、示方書等
- 6) なお、これらに記載無き事項については、監督職員と協議し、その指示に従うこと。

第3条 発注者と請負者

この特記仕様書において、甲とは発注者をいい、乙は請負者のことをいう。

第4条 契約数量

この工事の契約数量は、別紙「本工事内訳表」のとおりとする。なお、この数量に変更を生じた場合は、監督職員と協議のうえ契約変更の対象とする。ただし、出来形等に係わる設計値等は、図面のとおりとする。

第5条 前払金

- 1) 保証事業会社の保証がなされている契約金額300万円以上のものについては、請負金額の10分の4以内の前払金を請求することができる。
- 2) 前条により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払に關しての保証がなされ、次に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、請負代金額の10分の2以内の前金払（以下「中間前金払」という）を請求することができる。
 - ① 工期の2分の1を経過していること。
 - ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること。

第6条 部分払い

契約金額が100万円以上のものについては、工事の既済部分に相当する額が契約金額の10分の3以上の場合において部分払をすることができる。ただし、前条第2項により中間前金払をした場合においては部分払いはできない。

第7条 協議・提出等

乙が、協議や報告等の打合せを監督職員と行う場合、「工事打合簿」（別添）を鏡として添付し提出すること。また、打合せの最終には、打合せ記録一覧表を作成し提出すること。

第8条 段階確認

- 1 段階確認においては、土木工事共通仕様書の第1編第1章総則の「1-1-6 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等」に従うこと。
- 2 段階確認のおおまかな時期は、施工計画書内の計画工程表及び施工管理計画にて予め検討し、計画しておくこと。
- 3 段階確認の立会希望日については、「段階確認書」（別添）を作成し監督職員へ立会を依頼すること。
- 4 本工事は、出来形確認の対象工事であるため、乙は工事完成届を提出するまでの間に、現場代理人及び主任（監理）技術者が立会のもと、工事現場において監督職員の最終出来形確認を受けなければならない。

第9条 中間検査

本工事は、下記の時点で中間検査を実施する予定であるので、乙は検査希望日を甲に書面にて申し出ること。また、検査の目安としては、出来高が50%を超えた時点とする。

第10条 下請工事における市内建設業者の優先活用について

- 1 請負業者は、工事の一部を下請に付する場合は、枕崎市・日置市・南さつま市・南九州市《南九州市知覧町及び同市川辺町の区域に限る。》（以下「組合管内」という。）に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることとする。
- 2 請負業者は、前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「下請工事における市内建設業者等不活用状況報告書」（別添）を監督員に提出すること。
- 3 請負業者は、監督員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」（別添）を監督員に提出すること。

第11条 組合管内産資材及び建設発生土受入施設の優先使用について

- 1 工事に使用する資材及び建設発生土受入施設については、組合管内で産出、生産または製造されたもの及び組合管内受入施設（以下「組合管内産資材等」という。）の優先使用に努めることとし、さらに、組合管内産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。
- 2 請負業者は、「材料使用承認願」（別添）において、全ての資材について組合管内産資材使用の有無を記載するとともに、以下に記載する「指定主要資材」の中で組合管内産資材を使用しない場合は、「組合管内産資材等不使用状況報告書」（別添）を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

指定主要資材 (1品目)	芝
-----------------	---

- 3 請負業者は、監督員から指示された場合、「建設資材使用実績報告書」（別添）を監督員に提出すること。

第12条 国土調査の基準点等の保全について

施工区域内に国土調査の基準点等測量標識等がある場合は、その取り扱いについて監督職員に指示を仰ぐとともに、施工前に設置者と協議すること。

第2章 施工体制

第13条 施工体制台帳の作成等について

本工事の受注者は、建設工事の一部を下請けに付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督職員に遅滞無く（遅くとも下請工事の着手前までに）提出すること。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成し提出すること。

第14条 施工体系図の作成等について

本工事の受注者は、工事を施工するために、建設工事の一部または以下のアからエ業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事又は業務の着手前までに）提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、作成し提出すること。

- ア 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務
- イ 土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務
- ウ 工事現場の警備（交通誘導員を含む）を行う業務
- エ その他監督職員が記載を指し示した業務等

第15条 現場代理人の兼任

- 1 現場代理人の兼任を認める工事

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の（1）から（6）のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとします。

なお、主たる工種が区画線工事の場合、次の（1）から（3）及び（7）の全てを満たし、工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。

- （1）それぞれの工事の当初請負代金額が、3,500万円未満であること
- （2）発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること
- （3）兼任できる工事は2件
- （4）兼任する工事は、組合管内の工事現場であること

- (5) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
 - (6) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること。
 - (7) 兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれかに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。
- 2 手続き
現場代理人の兼任を行う場合には、兼任(変更)申請書(別添)を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、現場代理人等選任(変更)通知書により、発注者に通知すること。
なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。
- 3 受注者に対する措置請求
安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

第16条 配置技術者等の途中交代

- 1) 配置技術者の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等、真にやむを得ない場合のほか、下記に該当する場合である。
- ① 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。
 - ② 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点。
 - ③ 一つの契約工期が多年に及ぶ場合。
- 2) 上記1のいずれの場合であっても、請負者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。

第17条 監理技術者等の専任を要しない期間

- 1 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、打合せ記録簿により明確となっていることを条件に、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
- 2 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日(「工事目的物引受書」等における日付)とする。

第18条 現場代理人の工事現場へ常駐を要しない場合

- 1 現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合
現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、工事請負契約書第10条第3項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うこととする。ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や現場保全の義務(現場の巡回等)があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。
- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
 - (2) 工事請負契約書第20条により工事が一時中止されている期間
 - (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営、取締りを行うことができるものとする。
 - (4) 前3号に掲げる期間のほか、請負者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われない期間
- 2 発注者への報告
上記1の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われない期間を明確にしておくこと。

第3章 施工条件

第19条 本工事の施工に当たってはの施工条件を以下に明示するので、請負者は、施工計画書の作成時及び工事施工において十分留意するものとする。

なお、明示した施工条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。また、工事実施期間中に発生した施工条件についても、監督職員と協議の上、契約変更の対象とする。

- (1) 盛土材については、南薩地区新クリーンセンター建設工事 1工区、南薩地区新クリーンセンター建設工事 4工区の建設発生土を使用することとしているため、工程を調整すること。
- (2) 本工事は、隣接する工事があるため、他工事と連絡を密に取り、相互の工程に支障がないように施工すること。

第4章 建設副産物等及び再生資源の活用

第20条 建設発生土の利用

建設発生土については、南薩地区新クリーンセンター建設工事2工区に、流用するものとする。

第21条 特定建設資材の分別解体等・再資源化等

- 1) 本工事は建設リサイクル法に規定されている特定建設資材及び特定建設資材廃棄物が含まれているため、当初請負金額が500万円以上となる場合は、所定の手続きを行うこと。
- 2) 1に該当する場合、本工事において以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、甲が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。
ただし、工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

① 分別別解体の方法

工程毎の作業内容・解体方法	工 種	作 業 内 容	分別解体の方法 (※)
	①仮 設	仮設工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	②土 工	土工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	③基 礎	基礎工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (構造物取壊)	その他の工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用

② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

建設副産物	再生資源化施設	所 在 地	運搬距離
木根・伐採材等	桑畑建設 (南九州エコセンター)	南九州市川辺町下山田4279	L=9.5km

※ 上記②については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。
なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。
ただし、現場条件や数量の変更等、乙の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

③ 受け入れ時間帯：処分場の営業時間とする。

第22条 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の提出

本工事により発生する産業廃棄物については、処分状況等の記録（E票の写し及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表（別添））を工事完成図書に添付すること。なお、工事完了時点で最終処分が完了せず、E票が処分業者より返送されていない場合は、A票、B2票及びD票のうち直近に返送されたものの写しを添付すること。

ただし、この場合においても、最終処分が完了し、E票が処分業者より返送され次第、直ちに同票の写しを提出すること。

第23条 再生資源利用促進計画（実施）書

- 1) 乙は、本工事における再生資源の利用及び促進について「土木請負工事必携の10再生資源の利用の促進について」に基づき、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出すること。
- 2) 乙は、工事完了後において、上記1の計画書に基づき利用促進を図った再生資源の実績を、再生資源利用促進実施書として作成し完成書類に含めて提出すること。
- 3) 1～2における再生資源利用促進計画書及び実施書は、「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」又は国土交通省のホームページで公開する「建設リサイクル報告様式※」を使用すること。

※ 様式掲載箇所

国土交通省ホームページ>政策情報・分野別一覧>総合政策>建設リサイクル>情報交換システム等>建設リサイクル報告様式

第5章 工事の施工

第24条 工期

- 1 本工事は、繰越しを予定しており、完了工期については、議会承認が得られた場合に契約変更を行うものとする。
- 2 繰越承認後の完了工期は、245日間を予定している。
- 3 「工事標示板」等に工期を標示する場合は、監督職員と協議の上、当初は前項の工期を考慮した完了予定工期に「（予定）」を付して標示するものとし、契約変更後速やかに変更後の工期に訂正するものとする。

第25条 工事用地等の使用

- 1 工事用地については、土木工事共通仕様書の第1編第1章総則の「1-1-7工事用地等の使用」に従うものとする。
- 2 工事に着手する際及び施工区域外を使用する際は、当該土地所有者及び隣接の土地所有者に許可を得てから行うこと。なお、使用した土地は原形に復旧すること。

第26条 準備工

- 1 乙は、土木工事共通仕様書の第1編第1章総則の「1-1-37工事測量」に従い、工事着手前に必要な調査測量を行い、設計図書を確認するとともに設計図書仕様書に疑義を生じた場合は、監督職員に確認し、その指示に従わなければならない。
- 2 着工前測量は以下の項目を留意すること。
 - ① 工事に使用する基準点等については、図面のおりとする。
 - ② 上記基準点等については、事前に座標・基準点高は必ずチェックすること。
 - ③ 必要な測量成果については、貸与するものとする。
 - ④ 着工前測量成果簿を作成し、提出すること。
- 3 着手前の伐採にあたっては、床堀・掘削に影響する範囲等の必要最小限の伐採とする。伐採範囲を現場に示したうえで監督職員の承認を得てから行うこと。
- 4 工事着手前に全区間の丁張を設置し、監督職員の承認を得てから工事に着手すること。
- 5 工事上で設置する仮BM、仮トラバーについては、事前に測量結果を添えて監督職員と協議することとし、承諾を得ること。
- 6 施工区域内に「国土調査の基準点」などの測量標識等がある場合は、その取り扱いについて監督職員に指示を仰ぐとともに、施工前に設置者と協議を行うこと。
- 7 乙は、工事着手前に工事に伴い埋設物件の支障物件等（ガス管、電力管、NTT管（光ケーブル管等）、上下水道管、温泉管）の有無を専用する各施設管理者に再確認すること。
また、掘削にあたっては、埋設物管理者の立会を求め、埋設位置、埋設深度を確認するとともに、架設物件（電力線、電話線）についても、工事前に各施設管理者と施工方法を協議すること。

第27条 工事の準備として行う伐採作業について

伐採作業については、樹種：針葉樹、胸高直径：8cm以上10cm未満を1,203本、10cm以上20cm未満を2,245本、20cm以上30cm未満を348本、30cm以上40cm未満を40本、40cm以上50cm未満を7本、50cm以上を0本の合計3,843本と、樹種：広葉樹、胸高直径：8cm以上10cm未満を10本、10cm以上20cm未満を18本、20cm以上30cm未満を6本、30cm以上40cm未満を0本、40cm以上50cm未満を0本、50cm以上を0本の合計34本で積算しているため、現場着手前に樹種及び胸高直径（8cmを超える樹木のみ）毎の本数を調査し、監督職員に報告すること。その報告に対し承諾した本数にて精算するものとする。

第28条 切土、床堀

- 1 切土、床堀を行う場合、設計図書に示す土質区分に変更を生じた場合は、原則として変更契約を行う。
- 2 土質岩質の区分については、土木工事共通仕様書の第1編第2章土工の「表2-1土及び岩の分類表」による。
- 3 切土の法勾配は設計図書に示した法勾配で仕上げることを原則とする。監督職員の承諾を受けずに切りすぎた土量の増加は変更契約の対象としない。

第29条 植生工

種子の種類、品質、配合については、地山条件、気象条件等を考慮し監督員と協議し決定するものとする。また、肥料、養生材等については、監督員の確認を受けなければならない。なお、植生シート工及び種子吹付の主な種子の種類は、下記のとおりとする。

草本類	外来種	グリーヒングレットフェスタ、ケンタッキーブルーグラス、ハムユータグラス、ホイトクローバー、ベントグラス
	在来種 (郷土種)	モギ、スキ、イトリ、トハギ
木本類	在来種 (郷土種)	ヤマギ(皮取り)、ヤマギ(皮付き)、コマツギ

環境省が指定している「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)」に該当する植物は使用しないこととする。

第30条 クレーン等重機類による送電線接触事故防止

送電線付近で工事を行う際は、九州電力株式会社に連絡し送電線接触自己防止に努めること。

第31条 ダンプトラック等による過積載等の防止について

- (1) 工所用資機材等の積載超過のないようにすること。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。
- (4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。
- (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（以下法という）の目的に」鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- (7) 土砂等の運搬が輸送契約によって行われる場合には、運送事業用ダンプカー（緑ナンバーダンプカー）を使用するよう努めること。
- (8) (1)から(7)のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

第6章 安全管理

第32条 安全管理

- 1 土木工事共通仕様書の第1編第1章総則の「1-1-26 工事中の安全確保」に基づき施工すること。
- 2 労働安全衛生法及び同法施行令並びに、同法施行規則を遵守し施工すること。
- 3 安全・交通の管理については、工事着手前に工事現場の表示施設・保安施設・工事灯の設置及び監督職員の承認を得て工事現場内におけるトラブルや交通事故の絶無を期さなければならない。
- 4 工事表示施設等は、工事着手前に、工事現場における表示施設及び保安施設の設置方法（種類・位置等）を記載した見取り図を提出すること。

- 5 下記事項について日常の管理記録を整備し、監督職員の指示があった場合提出すること。
 - ・ 安全教育・訓練、安全巡視、KY活動、社内パトロール等記録
 - ・ 使用機械、車両等の点検整備等記録
 - ・ 工事中防護柵、山留め、仮締切等の点検管理記録
- 6 工事看板については、視距が確保できる範囲で伐採等を行うものとし、さらに設置箇所の前後40mは空き缶除去等の定期清掃を行い現場管理に努めること。なお、工事看板は土木請負工事必携（H18.4改訂）及び「道路工事現場における標示施設等の設置基準」の改訂について（H18.11）（鹿児島県ホームページにて確認）に基づき看板を設置すること。また、工事看板のうち「協力依頼板」、「協力感謝板」等の下段は「南薩地区衛生管理組合」と記載すること。工事看板撤去の際は、番線・釘等を残さず回収すること。
- 7 GW、お盆、年末年始等の大型連休の際は、各工事現場内で第三者の等の事故が考えられるので、連休中の安全管理（パトロール等）や連絡体制等を、連休前までに監督職員へ提出すること。
- 8 本工事は、下記の工区と関連していることから、現場安全管理（安全施設の設置など）について安全協議会を開催し定期的に調整を行うこと。

工事名	工期	施工業者	備考
南薩地区新クリーンセンター建設工事 2工区	R3.2.27 ～ R3.10.29		造成工事(広場, 調整池, 取付道路)
南薩地区新クリーンセンター建設工事 3工区	R3.2.27 ～ R3.10.29		ボックスカルバート, 流末水路
南薩地区新クリーンセンター建設工事 4工区	R3.2.27 ～ R3.10.29		流末水路

第7章 提出書類

第33条 完成図書及び週・月毎報告物等

- 1) 乙は、土木施工管理基準に基づき完成図書を整理のうえ、工事完了後に監督職員へ提出しなければならない。
- 2) 乙は、竣工期限の2週間前までに施工管理記録内容について監督職員と協議すること。
- 3) 本工事の施工区間全体が一望できる着工前、完成の写真を『黒板無し』別葉で1部提出すること。また、完成書類に添付する着工前及び完成写真を3部提出すること。（電子データも可とする）
- 4) 安全訓練実施報告書を毎月25日までに工事月報と併せて提出すること。完成図書に添付する安全訓練等の実施状況報告書には、安全訓練を受けている作業員全部の氏名を記載すること。（報告書の調書は、別添参照）
- 5) 月々の進捗状況は、安全訓練実施報告書と併せて、工事月報を毎月25日までに報告すること。（現場進捗状況写真も添付する）
- 6) 週間工程表を毎週木曜日までに提出すること。

第34条 社内検査

完成検査を受ける前に社内確認検査を必ず行うこと。また、検査結果を各検査書類に添付し提出すること。

第8章 その他

第35条 公害防止等のための措置

- 1 乙は、工事着手前に本工事によって影響を受けるおそれのある地域内の地物の事前調査を行わなければならない。
- 2 乙は、本工事の施工に当たり騒音、振動等を極力少なくするほか、散水その他飛砂塵介の出ないように措置を取らなければならない。
- 3 土砂流出防止対策について、以下を遵守すること。
本工事は、下流河川の汚濁を防止するように下記事項等を参考に対策を施工計画書に明示すること。
 - ① 【施工期間対策】 工事期間中の気象状況に配慮した工程計画。〔降雨時を避けて施工する等〕
 - ② 【流出防止対策】 土工時に流出した土砂を止める施工方法。〔仮締切堤、沈砂地、汚濁防止フェンス等〕
 - ③ 【発生源対策】 施工中の法面等から土砂が発生しないよう講じる施工方法。〔シート保護、早期植生等〕
 - ④ 土捨場（仮置き場）等における対策も明記すること。〔法面保護、廃水処理、現場管理等〕

- 4 工事施工期間に大雨（大雨洪水警報発令時）の時は、現場事務所及び会社に待機し、監督職員の指示に従い防災に努めること。尚、緊急時であるため設計変更の対象にならない場合がある。

第36条 暴力団関係者に不当介入を受けた場合の措置

組合が発注する建設工事等（以下「組合管内工事等」という）において、暴力団関係者による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という）を受けた場合、断固としてこれを拒否するとともにその旨を遅滞なく組合（発注者）及び警察に通報すること。
組合管内工事等において暴力団関係者による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、組合（発注者）と協議を行うこと。

第37条 ヤンバルトサカヤスデのまん延防止

ヤンバルトサカヤスデのまん延を防止するため、当該現場での土壌や植物等の搬出入に当たっては、「ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について」（別添）を参考に、十分注意を払うとともに、ヤンバルトサカヤスデの棲息が確認された場合は、まん延防止対策を講ずる必要があるため、棲息状況等の調査を行い、監督職員に報告すること。

第38条 他関係機関との協議

工事の施工にあたっては、地元住民と十分協議を行いトラブルの無いようにすること。

第39条 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

- 1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。
- 2 試行にあたっては、鹿児島県の試行を準用するものとし、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について（令和2年10月13日付け技術管理室長通知）」に基づき行うものとする。
- 3 「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について（令和2年10月13日付け技術管理室長通知）」は鹿児島県ホームページから取得できる。

第40条 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第41条 標準の機械経費(損料)が排出ガス対策型第3次基準値の建設機械の工種について

掘削工(SQ001)におけるバックホウ山積0.8m³の機械経費(損料)の積算に際しては、第3次基準値により算出している。
なお、受注者が第2次基準値以下の建設機械を使用し施工する場合は、使用する建設機械の機械経費(損料)に設計変更する。

(特記仕様書第8条関係)

段階確認書

施工予定表

令和 年 月 日

土木工事共通仕様書第3編1-1-6に基づき、下記のとおり施工段階の予定時期を報告します。

請負者：

工事名：

現場代理人：

種別	細別	確認時期	施工予定時期	備考

令和 年 月 日

通知書

下記種別について、段階確認を行う予定であるので通知します。

(総括) 監督員：

確認種別	確認細別	確認項目	確認予定日	備考

事務局長

総括監督員

監督員

令和 年 月 日

確認書

上記種別について、段階確認を実施し確認しました。

(総括) 監督員：

(特記仕様書第 1 1 条関係)

建設資材使用実績報告書

工 事 名 _____ 請 負 業 者 名 _____
工 期 _____ 現 場 代 理 人 _____ 印
路線(河川名) _____ 総 括 監 督 員 _____ 印
工事箇所名 _____ 監 督 員 _____ 印
最終請負金額 _____ 千円也

No.	材料名	規格	組合 管内 産 資材	数量	単位	金額 (千円)	調達業者		
指定主要資材									
組合管内産(県内)使用率	品目	○	0	金額	○	0	○	△	×
		全	0						
その他資材									
組合管内産(県内)使用率	品目	○	0						
		全	0						

(特記仕様書第15条関係)

令和 年 月 日

南薩地区衛生管理組合管理者 本坊 輝雄 殿

請負業者

商号又は名称

代表者の氏名

印

現場代理人の兼任（変更）申請書

下記工事について、現場代理人を兼任したいので（変更）申請します。

なお、両工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に留意します。

現場代理人氏名			連絡先		
兼任する工事 (申請工事)	工事名				
	工事場所				
	工期				
	請負金額(税込み)				
	現場代理人不在時の 緊急連絡先	氏名			
		連絡先			
兼任する工事 (他工事1)	工事名				
	工事場所				
	工期				
	請負金額(税込み)				
	発注機関名				
	監督員氏名				
	発注機関の連絡先				
兼任する工事 (他工事2)	工事名				
	工事場所				
	工期				
	請負金額(税込み)				
	発注機関名				
	監督員氏名				
	発注機関の連絡先				

※添付書類：兼任する工事の当初契約書（写し）

※兼任する工事（他工事）の承認を得た場合は、その承認書等の写しを後日提出すること

(特記仕様書第 2 2 条関係)

産業廃棄物管理票(マニフェスト)総括表

令和 年 月 日

工事名 :
工事場所 :
請負者名 :
現場代理人氏名 :

番号	交付年月日	交付番号	数量	単位	収集・運搬業者の名称	処分業者の名称	最終処分終了日	E票確認日	備考
合計									

※1 廃棄物の品目毎に作成すること。
2 収集業者と運搬業者、中間処理業者と最終処分業者が異なる等の場合は、適宜項目を追加し作成すること。
3 E票が処分業者より返送されていない場合は、直近に返送された管理票の確認日を備考欄に記載すること。

(特記仕様書第32条関係)

安全・訓練等の実施状況報告書

工事名			請負者名	
契約工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (日間)			
実施日	所要時間	参加人数	実施内容等	
			----- ----- ----- ----- -----	
			----- ----- ----- ----- -----	
			----- ----- ----- ----- -----	
			----- ----- ----- ----- -----	
			----- ----- ----- ----- -----	

(注) 実施状況写真は別添のとおり。

(特記仕様書第32条関係)

安 全 ・ 訓 練 等 の 実 施 状 況

工事名		業者名		工 期	
実施日	令和 年 月 日	天 候		実 施 時 間	
講 師 (役職・氏名)				雇用作業員数 参加作業員数	名 名
講習内容					
実施写真					

(特記仕様書第37条関係)

ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について

1. 土・樹木等の措置

- (1) 発生地区からの搬出を極力抑えることを原則とする。
- (2) 廃棄樹木等については、一般廃棄物、産業廃棄物が取扱いが可能な焼却施設で焼却処理する。

一般廃棄物：市町村の所管する焼却施設、民間の焼却施設

産業廃棄物：民間の焼却施設（産業廃棄物税が発生します）

2. 工事区域周辺部の措置

周辺部への拡散を防止するため、周辺部に薬剤散布等の措置を行う。

3. やむを得ず、土・樹木等を発生地区から搬出する場合の措置

- (1) 薬剤処理・薫蒸処理後、搬出する。
- (2) 薬剤処理の困難な農作物等の搬出の場合は、付着土壌の除去、目視除去後、搬出する。

4. 発生地区に搬出した建設機材や農・林業工作機械の措置

付着土壌の除去並びに薬剤処理後、搬出する。

5. 未発生地区での措置

発生地区からの土・樹木等の搬入や農・林業工作機械の移動等があった場合は、上記3、4の措置が講じられているかを確認する。

6. ヤンバルトサカヤスデの発生が確認されている地区

南さつま市 金峰町 田布施（堀切・尾下四）

大坂地区（扇山・田ノ平・松葉江・牧内）

阿多地区（花瀬・上之馬場・新山北・新山南）

白川地区（浦之名東・白川東・白川中・白川日枝・白川西・白川南谷）

上記地区はR2.12現在であるので、確認された場合は地区を追加する。

また南さつま市周辺の南九州市・枕崎市・指宿市・日置市でも確認されているので、製品及び資材等の搬入など注意すること。